

別表1（第13条第2項第5号関係）

第13条第2項第5号に規定する判定式

$$Y < A (+B)$$

Y：現在の長期修繕計画に基づく月額の特有床面積当たりの修繕積立金の額（円／㎡・月）

A：特有床面積当たりの修繕積立金の額（円／㎡・月）

B：機械式駐車場がある場合の加算額（円／㎡・月）

※駐車場の維持管理・修繕工事費や駐車場使用料について、管理費や修繕積立金と区分して経理している場合など、機械式駐車場の修繕工事費を駐車場使用料収入で賄うこととしている場合には、機械式駐車場がある場合の加算額（B）を加算しない。

特有床面積当たりの修繕積立金の額（A）

階数	建築延床面積	月額の特有床面積当たりの修繕積立金の額
20階未満	5,000㎡未満	235円／㎡・月
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	170円／㎡・月
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	200円／㎡・月
	20,000㎡以上	190円／㎡・月
20階以上	—	240円／㎡・月

機械式駐車場がある場合の加算額（B）

$$B = \text{機械式駐車場の1台当たり月額修繕工事費} \times \text{台数} \div \text{マンション全体の特有床面積（㎡）}$$

機械式駐車場の機種	機械式駐車場の修繕工事費 （1台当たりの月額）
2段（ピット1段）昇降式	6,450円／台・月
3段（ピット2段）昇降式	5,840円／台・月
3段（ピット1段）昇降横行式	7,210円／台・月
4段（ピット2段）昇降横行式	6,235円／台・月
エレベーター方式（垂直循環方式）	4,645円／台・月
その他	5,235円／台・月